

令和 8 年 度

ごみ処 理 実 施 計 画

置賜広域行政事務組合

# 目次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 1章 計画の概要.....                | 1  |
| 1.1 計画の目的.....               | 1  |
| 1.2 計画期間.....                | 1  |
| 1.3 計画区域.....                | 1  |
| 第2章 令和8年度計画処理量.....          | 2  |
| 2.1 令和8年度の計画処理量.....         | 2  |
| 2.2 計画処理量の詳細.....            | 2  |
| 第3章 ごみ減量・資源化の施策.....         | 3  |
| 3.1 基本原則.....                | 3  |
| 3.2 ごみ減量及び資源化の施策.....        | 4  |
| 第4章 ごみの適正処理.....             | 5  |
| 4.1 収集運搬.....                | 5  |
| 4.2 ごみ処理形態.....              | 6  |
| 4.3 中間処理施設及び最終処分場.....       | 7  |
| 4.4 各施設の処理内容と区域.....         | 9  |
| 第5章 施設の維持管理.....             | 10 |
| 5.1 施設維持管理基本方針.....          | 10 |
| 5.2 主要施設の延命化及び更新に関する考え方..... | 10 |

# 1章 計画の概要

## 1.1 計画の目的

ごみ処理実施計画（以下「本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項に基づき策定した、置賜広域行政事務組合ごみ処理基本計画（以下「基本計画」という。）の実施計画として、ごみの減量化、資源化および適正処理の推進を図ることを目的として策定するものである。

## 1.2 計画期間

本計画の対象期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## 1.3 計画区域

本計画の計画区域は、本組合の構成市町である米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、白鷹町、飯豊町及び小国町とする。

## 第2章 令和8年度計画処理量

### 2.1 令和8年度の計画処理量

基本計画では、3つの目標を掲げ、それぞれに具体的な目標値を設定している。これらの目標値に基づき、各年度のごみ発生量等を推計している。

本計画においては、当該推計値を計画処理量として位置づけることとする。

詳細は表1、2のとおり。

#### 目標1 ごみ排出量の削減

令和10年度を計画目標年度とし、平成19年度比で22%のごみ排出量削減（ただし、資源物は除く）を達成することを目指す。

#### 目標2 資源化率の向上

令和10年度において、資源化率20%の達成を目標とし、資源の有効活用を推進する。

#### 目標3 最終処分量の削減

令和10年度において、平成19年度比で13%の最終処分量削減を図る。

[表1 ごみ排出量等の実績と計画処理量]

| 項目    | 実績      | 計画処理量   |
|-------|---------|---------|
|       | 令和6年度   | 令和8年度   |
| ごみ排出量 | 50,018t | 47,780t |
| 資源化率  | 13.1%   | 20%     |
| 最終処分量 | 7,579t  | 7,636t  |

### 2.2 計画処理量の詳細

[表2 ごみ排出量等の内訳]

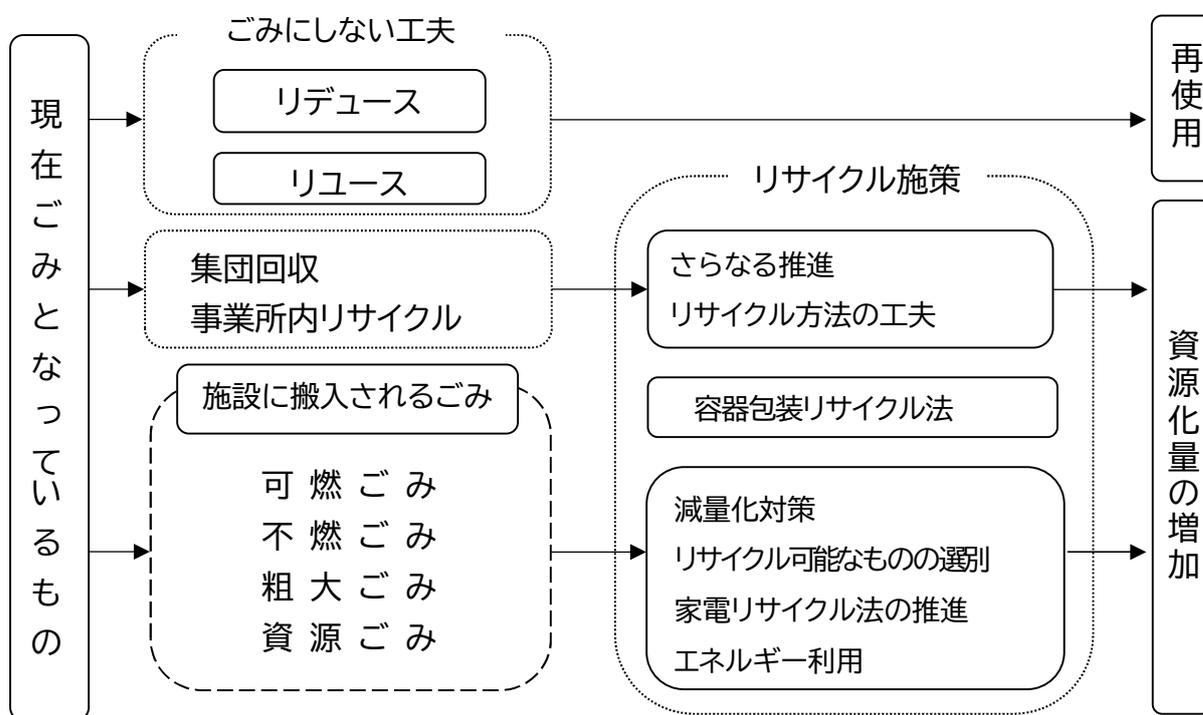
| 可燃ごみ    |         |         | 不燃ごみ   |      |        | 土砂、<br>がれき | 合計      |
|---------|---------|---------|--------|------|--------|------------|---------|
| 生活系     | 事業系     | 計       | 生活系    | 事業系  | 計      |            |         |
| 25,903t | 18,911t | 44,814t | 2,173t | 419t | 2,592t | 374t       | 47,780t |

# 第3章 ごみ減量・資源化の施策

## 3.1 基本原則

基本計画の目標を達成するために「住民」・「事業者」・「行政」の三者が連携・協力し、一方的な「生産・消費・廃棄」から「資源循環型社会への移行」を推進していく。

【図1 循環型社会への移行イメージ】



### 3.2 ごみ減量及び資源化の施策

基本計画では目標達成のための施策としてごみの減量、資源化のための5つの施策を掲げている。また、各施策と目標との対応関係は次のとおり。

[表3 施策と目標との対応]

| 施策                          | 排出量の削減 |     | 資源化率の向上 | 最終処分量の削減 |
|-----------------------------|--------|-----|---------|----------|
|                             | 生活系    | 事業系 |         |          |
| <b>(1)廃棄物等発生抑制の推進</b>       |        |     |         |          |
| 住民によるリデュース(発生抑制)の推進         | ○      | －   | －       | ○        |
| 事業者によるゼロエミッションの推進           | －      | ○   | －       | ○        |
| リユース(再使用)の推進                | ○      | ○   | ○       | －        |
| <b>(2)地域循環圏形成の推進</b>        |        |     |         |          |
| 住民参加による資源回収の推進              | ○      | －   | ○       | －        |
| 容器包装リサイクル法に基づくリサイクルの推進      | ○      | ○   | ○       | －        |
| スーパー等による店頭回収                | ○      | －   | ○       | －        |
| 生ごみのリサイクル                   | ○      | －   | ○       | －        |
| 事業系ごみのリサイクルの推進              |        | ○   | ○       | －        |
| 民間活用によるリサイクルの推進             | ○      | －   | ○       | －        |
| その他リサイクル法の推進                | ○      | －   | ○       | －        |
| 熱回収によるエネルギーの効率的な利用          | －      | －   | －       | －        |
| <b>(3)4R推進のための総合的な施策の展開</b> |        |     |         |          |
| 環境教育などによる人材育成               | ○      | ○   | ○       | ○        |
| 4R推進のための普及啓発                | ○      | ○   | ○       | ○        |
| <b>(4)循環型産業の市場形成の促進</b>     |        |     |         |          |
| グリーン購入の推進                   | ○      | ○   | ○       | －        |
| <b>(5)その他</b>               |        |     |         |          |
| 災害時体制の構築                    | －      | －   | －       | －        |
| 不法投棄の未然防止                   | －      | －   | －       | －        |

## 第4章 ごみの適正処理

### 4.1 収集運搬

収集ごみの分別と収集形態は次のとおり。

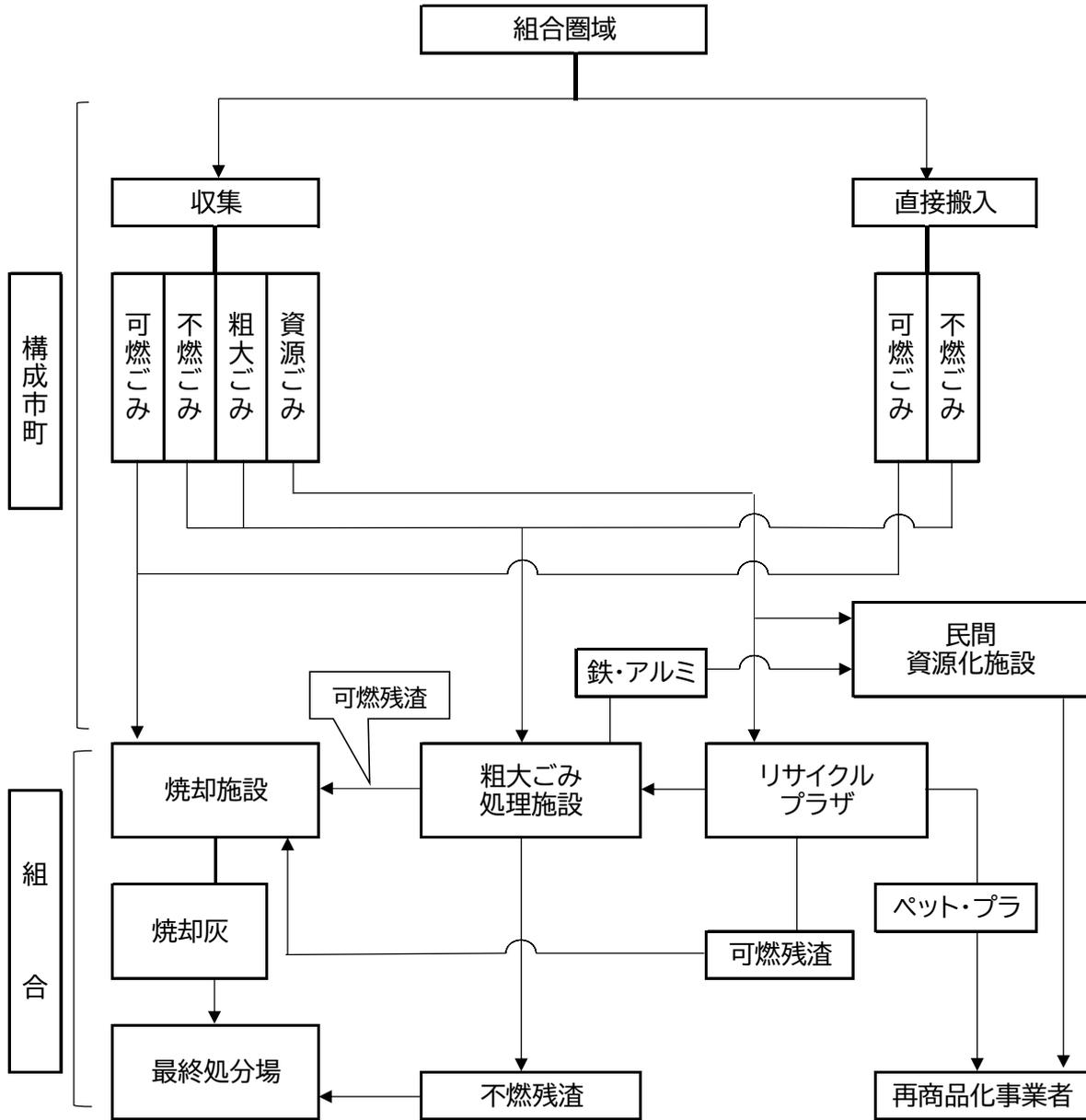
[表4 ごみ分別と収集形態]

| 分別区分   | 対象物  | 収集形態   |
|--------|--|--|
| 可燃ごみ   | 厨芥類、紙くず類、木くず類、繊維くず類、紙おむつ、容器包装プラ(汚れているもの)、軟質プラ・ビニール、ゴム類       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみステーション方式</li> <li>・委託業者による収集</li> </ul>                |
| 不燃ごみ   | 硬質プラ、金属類、ガラス、陶磁器類  |  |
| ペットボトル | ペットボトル(蓋は外す)   |  |
| 容器包プラ  | 容器包装プラスチック類(汚れているものを除く)                                      |  |
| 有害ごみ   | 蛍光管、水銀体温計、鏡、水銀含有乾電池  |  |
| 資源ごみ   | 缶類、ガラスびん類、金属類、古紙類、布類、小型充電式電池<br>厨芥類(長井市、高畠町)<br>廃食油(高畠町、川西町) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみステーション方式</li> <li>・委託業者による収集</li> <li>・拠点回収</li> </ul> |
| 粗大ごみ   | 家具・寝具類、大型日用品、その他指定袋に入らない物                                    | 予約戸別回収等  |

## 4.2 ごみ処理形態

ごみ排出から処理までの流れは次のとおり。

[図2 ごみ処理の形態]



### 4.3 中間処理施設及び最終処分場

中間処理施設及び最終処分場の各施設の概要は次のとおり。

#### 4.3.1 長井クリーンセンター粗大ごみ処理施設

|         |              |
|---------|--------------|
| 所在地     | 長井市舟場 30-1   |
| 処理対象廃棄物 | 不燃ごみ         |
| 処理方式    | 横型衝撃剪断回転処理方式 |
| 処理能力    | 30t/日        |

#### 4.3.2 長井クリーンセンター中継施設

|         |              |
|---------|--------------|
| 所在地     | 長井市舟場 30-1   |
| 処理対象廃棄物 | 可燃ごみ         |
| 処理方式    | コンパクト・コンテナ方式 |
| 処理能力    | 52t/日        |

#### 4.3.3 長井クリーンセンター小国中継施設

|         |              |
|---------|--------------|
| 所在地     | 小国町大字沼沢 1616 |
| 処理対象廃棄物 | 可燃ごみ、不燃ごみ    |
| 処理方式    | コンテナ積替方式     |

#### 4.3.4 千代田クリーンセンターリサイクルプラザ

|         |                                      |
|---------|--------------------------------------|
| 所在地     | 高畠町大字夏茂 2933                         |
| 処理対象廃棄物 | 資源ごみ(ペットボトル、プラスチック製容器包装)<br>不燃ごみ     |
| 処理方式    | 資源ごみ:圧縮梱包方式<br>不燃ごみ:コンテナ積替方式         |
| 処理能力    | ペットボトル:2.2t/日<br>プラスチック製容器包装:11.3t/日 |

#### 4.3.5 千代田クリーンセンター焼却施設

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 所在地     | 高畠町大字夏茂 2933           |
| 処理対象廃棄物 | 可燃ごみ、可燃性残渣、し渣、清掃汚泥、助燃剤 |
| 処理方式    | 全連続燃焼方式                |
| 処理能力    | 255t/日                 |

#### 4. 3. 6 千代田クリーンセンター浅川最終処分場第1処分場

|           |  |
|-----------|--|
| 所在地       | 米沢市浅川 1908   |
| 埋立対象物     | 焼却灰、不燃性残渣<br>土砂・がれき<br>浸出水処理施設脱水汚泥                   |
| 処理方式      | サンドイッチ方式、準好気性埋立構造                                    |
| 埋立容量      | 第1期 234,100 m <sup>3</sup> 第2期 89,330 m <sup>3</sup> |
| 埋立残容量     | 0 m <sup>3</sup> (令和3年7月埋立終了)                        |
| 浸出水処理施設能力 | 85 m <sup>3</sup> /日                                 |
| 浸出水処理方式   | 調整槽+生物脱窒素処理(触媒酸化方式)+凝集沈殿<br>+砂ろ過+滅菌                  |
| 放流先       | 天王川(1級河川)  |

※浅川最終処分場第1処分場は埋立終了しているが、浸出水の処理を引き続き行っている。

#### 4. 3. 7 千代田クリーンセンター浅川最終処分場第2処分場

|           |                                    |
|-----------|------------------------------------|
| 所在地       | 米沢市浅川 1644-1                       |
| 埋立対象物     | 焼却灰、不燃性残渣<br>土砂・がれき<br>浸出水処理施設脱水汚泥 |
| 処理方式      | セル方式                               |
| 埋立容量      | 128,734 m <sup>3</sup>             |
| 浸出水処理施設能力 | 110 m <sup>3</sup> /日              |
| 浸出水処理方式   | 調整槽+接触ばっ気+凝集沈殿+砂ろ過<br>+活性炭吸着+消毒    |
| 放流先       | 天王川(1級河川)                          |

#### 4.4 各施設の処理内容と区域

各施設が処理するごみの種類と処理対象市町は次のとおり。

[表5 ごみ処理の形態]

| 事業所         | 施設               | 内容           | 米沢市 | 長井市 | 南陽市 | 高畠町 | 川西町 | 白鷹町 | 飯豊町 | 小国町 |
|-------------|------------------|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 千代田クリーンセンター | 焼却施設             | 可燃ごみ         | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |
|             | リサイクルプラザ         | 資源ごみ         | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |
|             | 浅川最終処分場<br>第2処分場 | 焼却灰<br>不燃残渣  | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 長井クリーンセンター  | 粗大ごみ処理施設         | 不燃ごみ<br>粗大ごみ | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |
|             | 中継施設             | ごみ中継         |     | ○   |     |     |     | ○   | ○   |     |
|             | 小国中継施設           | ごみ中継         |     |     |     |     |     |     |     | ○   |

## 第5章 施設の維持管理

### 5.1 施設維持管理基本方針

本組合公共施設等総合管理計画及び個別施設計画において、施設の維持管理方針や対策内容を定めている。当該計画に沿って、各施設の機能を安定的に維持するため、計画的な維持管理を推進していくものとするが、老朽化の進行にあわせ、適宜計画を見直し対応していく。

### 5.2 主要施設の延命化及び更新に関する考え方

主要な施設については、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画において、大規模改修及び施設の更新時期を示している。各施設における具体的な対応方針は次のとおりである。

#### 5.2.1 長井クリーンセンター粗大ごみ処理施設

施設は、平成6年2月の稼働から30年以上が経過しており、各設備の老朽化が著しい状況である。このことから、令和14年度から17年度に基幹的設備改良工事を実施し、20年程度の延命化を図る計画である。

施設の使用期間は60年間とし、使用期間満了後に建替えを行うことを基本方針とする。

#### 5.2.2 千代田クリーンセンターリサイクルプラザ

施設は、平成14年4月の稼働から20年以上が経過し、各設備の老朽化が進んでいることから、令和14年度から15年度に大規模改修を行い、15年程度の延命化を図る計画である。

#### 5.2.3 千代田クリーンセンター焼却施設

施設は、平成11年4月の稼働から毎年計画的に維持補修を実施し、維持管理に努めてきたが、基幹的設備の老朽化が進んでいることから国の交付金を活用して平成27年度から平成29年度までの3か年で基幹的設備改良工事を行い15年程度の延命化を図った。

しかし、各設備機器等の老朽化が進んでいることから、令和12年度から15年度に2回目の基幹的設備改良工事を実施し、15年程度の延命化を図る計画である。

施設の使用期間は50年間とし、使用期間満了後に建替えを行うことを基本方針とするが、将来の人口動態や再資源化等に係る科学技術の進歩、社会情勢の変化、国の交付金制度の動向などを見据えながら、その都度改めて検討する。

令和8年度  
ごみ処理実施計画

発行 置賜広域行政事務組合

〒992-0012 山形県米沢市金池三丁目1番 55 号

電話 0238-23-3246

<https://www.okikou.or.jp>